

第157回

# 定時株主総会 招集ご通知

**株主の皆さまへのお願い**

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、会場へのご出席は見合わせ、事前に書面(郵送)又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。なお、本招集ご通知に同封の書面及び当社ウェブサイト(<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>)もあわせてご確認ください。

**●日 時**

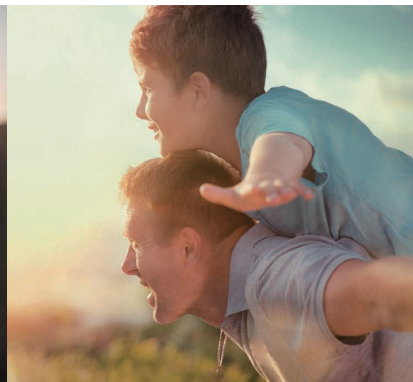
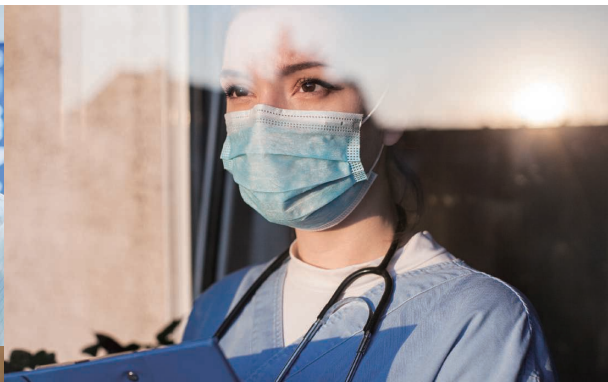
2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始/午前9時)

**●場 所**

シオノギ教育研修センター  
兵庫県尼崎市戸ノ内829番地の1

**●決議事項**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 一般財団法人 シオノギ感染症研究振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件



## 株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素よりシオノギグループに対する格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「シオノギの基本方針」にある「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ために、2030年に成し遂げたいビジョンとして「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」ことを掲げ、そのビジョンを具現化するための戦略として、中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 (STS2030)」を2020年6月に策定し取り組みを進めております。創薬型製薬企業としての強みをさらに進化させ、ヘルスケアサービスを提供するHaaS企業(Healthcare as a Service：医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供すること)へと自らを変革し、社会に対して新たな価値を提供し続けていくことで、患者さまや社会が抱える困りごとの解決に貢献できるよう取り組んでおります。

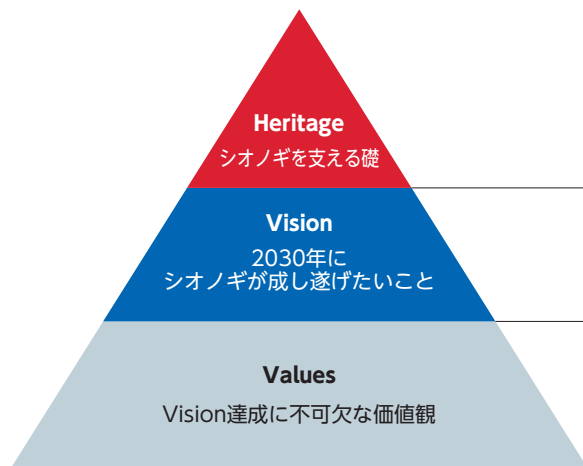
2019年の年末から始まった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な大流行(パンデミック)は、今なお社会へ大きな影響を与え続けています。当期、当社グループは、このパンデミックの早期終息に向け治療薬・ワクチンの研究開発を加速するとともに、下水モニタリングサービスを開始するなど、COVID-19のトータルケア実現に向けた取り組みを大きく進展させることができました。その一方で、パンデミックの終息に対する貢献はまだ十分とは言えませんので、引き続き、社会の安心・安全の回復に貢献すべく、鋭意取り組んでまいります。

近年、医薬品産業を取り巻く環境はさらに厳しさを増しておりますが、シオノギグループを取り巻く全てのステークホルダー(株主・投資家、顧客、社会、従業員)の皆さまに対して企業価値と社会価値を提供することで持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

代表取締役社長 手代木 功

# グループ経営理念

シオノギグループ経営理念はこちらからも  
ご確認いただけます。  
[https://www.shionogi.com/jp/ja/  
company/business.html](https://www.shionogi.com/jp/ja/company/business.html)



## シオノギの基本方針

シオノギは、常に人々の健康を守るために  
必要な最もよい薬を提供する

新たなプラットフォームで  
ヘルスケアの未来を創り出す

- コンプライアンスの徹底
- 不屈の精神による貫徹
- 社会への貢献と共存
- 既成概念の打破による進化
- 多様性の尊重

医薬品産業を取り巻く環境や価値観が変化する中で成長し続けるためには、目指すべきVisionやその達成に不可欠な価値観(Values)を社会や顧客ニーズに照らし、柔軟に対応しなければなりません。

そこで、2018年に次世代リーダーを中心に、2030年あるいはそれ以降に、シオノギがやりたい姿について考えるプロジェクト「Oneness」を立ち上げました。メンバーで議論を重ねた結果、基本方針をすべての活動の根幹となる礎、すなわちHeritageと位置付けた上で新たなVisionとValuesを策定いたしました。

**Vision** 2030年にシオノギが成し遂げたいこと

**Values** Vision達成に不可欠な価値観

Vision の達成には、一人ひとりの価値観に基づく行動の実践が不可欠であり、その上で重要となる価値観として5つのValuesを掲げました。シオノギは、社会の信頼に応えるためにコンプライアンスを徹底しながら、変化を恐れず多様性を受容し、不屈の精神で既成概念を超えて「Transform」することで、新たなVisionの実現に取り組んでまいります。その結果、企業市民として社会課題を解決し、豊かな社会の実現に貢献してまいります。

シオノギは、新しい経営理念(Heritage/Vision/Values)に基づいた活動を通じてシオノギらしさを一層強めながら、すべてのステークホルダーの皆さまとともに今後も成長を続けてまいります。

目次	第157回定時株主総会招集ご通知	6	連結計算書類	54
	株主総会参考書類	13	計算書類	56
	事業報告	28	監査報告書	58
	1. シオノギグループの現況に関する事項	28		
	2. 会社の株式に関する事項	44		
	3. 会社役員に関する事項	45		
	4. その他企業集団の現況に関する重要な事項	51		

# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供することで世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しております。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践してまいります。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督及び業務執行を監査する監査役会並びに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

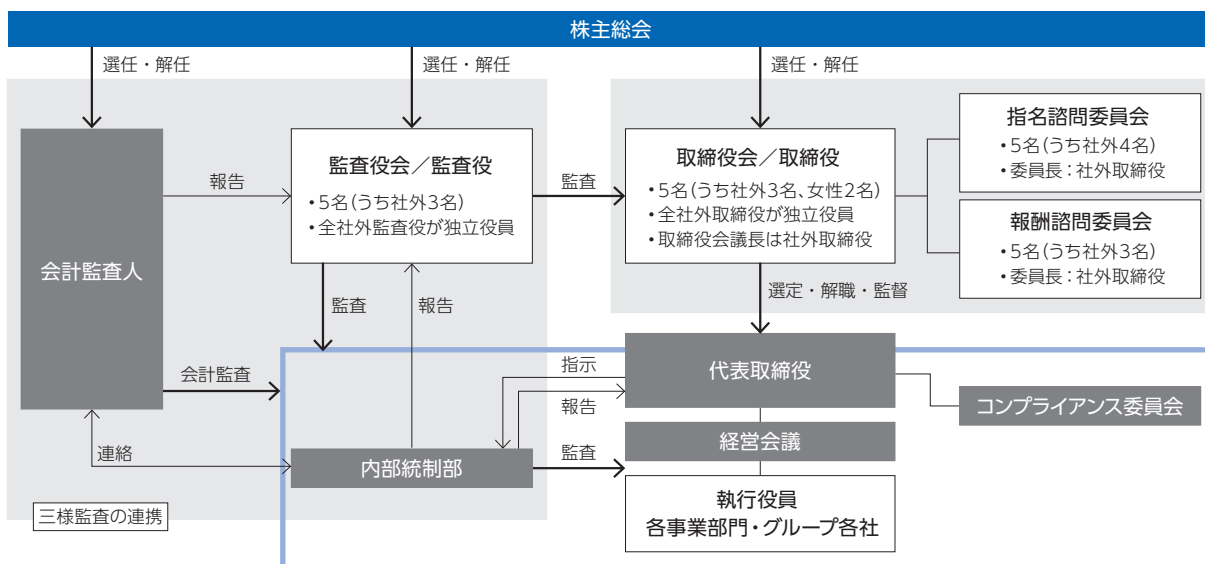
取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティを一層向上させるため、社外取締役3名を含む5名で構成しております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しております。

監査役会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外監査役3名を含む5名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあたっております。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しております。

(2022年3月31日現在)

## コーポレート・ガバナンス体制





## 取締役会全体の実効性の分析・評価

2021年度の実効性について、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6. 取締役・取締役会 (1) 体制、(3) 役割・責務、(6) 運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケート及びヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。

その結果の概要は以下のとおりです。

### 1. 体制について

専門性や経験を含む様々な要素及び多様性の観点から、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、当社ビジネスの拡大・変化を踏まえ、更なる多様性の観点から外国籍の取締役の選任、またサクセッションの観点から次期後継者候補の選任の必要性などが挙げられました。

継続して、事業展開の状況を踏まえながら、更なる体制の強化を検討してまいります。

### 2. 役割・責務について

経営幹部の育成状況に関する報告及び経営幹部の育成状況の監督について、継続して社外役員・社長意見交換会にて報告するとともに、2021年に新設した職位である理事（経営幹部候補）と社外役員との意見交換会を2回実施し、課題の議論・共有を行いました。また、「コンプライアンス活動状況について」を年2回報告し、取締役会で意見をいただきました。さらにESGに関連する事項を複数回提案・報告し、取締役会で審議・決議いただきました。

今後の課題として、中期経営計画の進捗等に関する報告やリスクマネジメント、気候変動への対応などの非財務情報の報告などの充実が挙げられました。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

### 3. 運営について

取締役会での審議の更なる活性化において、引き続き取締役会の議題における事前説明を定例で開催するとともに取締役会にて決議された事項についてその後の進捗状況を適宜報告しました。

今後の課題として、更なる議論の充実のための取締役会の効率的な議事運営などについて意見が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

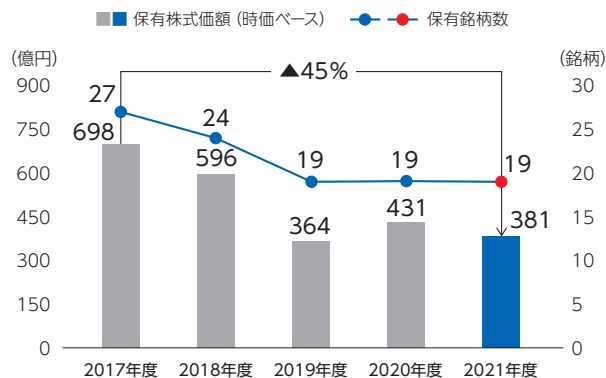
以上、当社取締役会は、適切に運営されており、実効性は確保されていると評価しております。本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

## 政策保有株式

政策保有株式については、資本コストとの関係性を鑑みて、シオノギの企業価値を高め、持続的な企業価値の向上に資すると判断される場合のみ、当該企業の株式を保有し、それ以外の場合には、株価や市場動向等を考慮して順次売却を進めております。

2017年度末以降、保有銘柄数は30%削減、保有株式価額は45%削減しました。また、毎年取締役会にて個別の政策保有株式について、保有を継続するビジネス上の合理性があるかどうかの検証を行っております。

## 政策保有株式の推移（上場株式、時価ベース）



## 第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主さまにおかれましては可能な限り同封の議決権行使書の返送またはインターネットにより議決権を行使いただき、当日の会場出席は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考資料をご確認のうえ、8頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2022年6月22日(水曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本年も新型コロナウイルス感染リスク低減のため、株主総会会場でのご出席を事前登録制とし、申し込み多数の場合は抽選とさせていただきます。併せて本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう株主総会ライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用される場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使ください。

敬 具

## 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 日 時     | 2022年6月23日(木曜日)午前10時(受付開始/午前9時)   |
| 2. 場 所     | 兵庫県尼崎市戸ノ内829番地の1 シオノギ教育研修センター   |
| 3. 会議の目的事項 |   |
| 報告事項       | 1. 第157期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件<br>2. 会計監査人及び監査役会の第157期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項       |   |
| 第1号議案      | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案      | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案      | 取締役5名選任の件   |
| 第4号議案      | 一般財団法人シオノギ感染症研究振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件  |

以上

◎ 事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「企業集団の主要な事業セグメント」「企業集団の主要な事業所」「企業集団の使用人の状況」「主要な借入先の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記各書類となります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shionogi.com/jp/ja/investors.html>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

本年の株主総会は、新型コロナウイルス感染リスクを可能な限り低減するため、以下のとおり運営いたします。株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 感染リスク低減のため、本年の株主総会当日の会場出席を見合わせ、**書面またはインターネットによる議決権行使**を強くご推奨申し上げます。

詳細は  
8頁から9頁をご参照ください。

- 株主総会会場にご来場いただかなくても、本総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主さま向けに**インターネットによる株主総会ライブ配信**を実施するとともに、株主の皆さまからの**事前質問**を承ります。なお、ライブ配信をご視聴いただくことは会社法上株主総会への出席とは認められないため、株主総会当日の議決権行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権を事前に行使の上、ライブ配信をご視聴くださいますようお願い申し上げます。やむを得ない事情によりライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

詳細は  
10頁から11頁をご参照ください。

- 昨年と同様に、本年も株主総会の**会場出席は事前登録制**、申し込み多数の場合抽選とさせていただきます。なお、会場出席される場合、ライブ配信される映像に出席株主さまの容姿がやむを得ず映り込んでしまうこと、また、ご質問される方の音声配信されることがございます。撮影は後方からとし十分配慮いたしますが、予めご了承ください。

詳細は  
11頁をご参照ください。



# 議決権行使方法についてのご案内

下記3つの方法がございます。

## 強く推奨

### インターネットによる行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト(9頁)にて議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2022年  
6月22日(水曜日)  
午後5時入力完了分まで

スマートフォンからの議決権行使の方法は、9頁をご参照ください。

### 議決権行使書用紙を郵送



同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

#### 行使期限

2022年  
6月22日(水曜日)  
午後5時到着分まで

### 株主総会へ会場出席



事前  
登録制

申し込み多数の場合抽選となります。「入場証」と同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2022年  
6月23日(木曜日)  
午前10時

## 議決権行使のお取り扱いについて

- 書面(議決権行使書)とインターネットにより二重に議決権をご行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

## 株主総会へ会場出席される場合

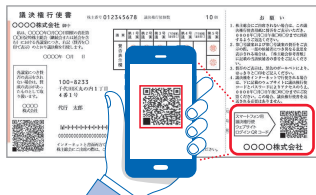
- 会場出席いただくには「第157回定時株主総会 会場出席申し込みはがき」による事前のお申し込みが必要です。
- 抽選となりました場合、**当選された方のみ会場出席が可能**となりますのでご注意ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

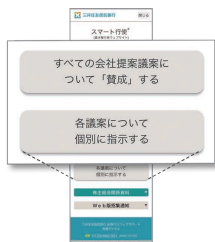
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

**注意**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」にてログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

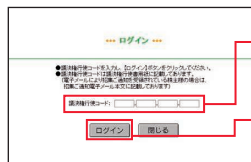


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

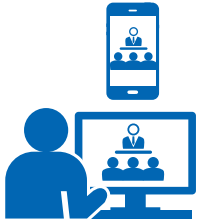

機関投資家の皆さまへ

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。


# 1) 会場出席をお控えいただく場合

## インターネットによるライブ配信及び事前ご質問受付

ライブ配信のウェブサイトで議決権を行使することはできませんので、本招集ご通知の8頁から9頁の記載方法に従って、お早めに行役をお願いいたします。

インターネットによるライブ配信	事前ご質問受付
 <p><b>視聴時間</b></p> <p>2022年 6月23日(木曜日) 午前10時から 株主総会終了時刻まで (午前9時半に配信開始)</p>	 <p><b>質問受付期間</b></p> <p>2022年 6月1日(水曜日) 午前9時から 6月17日(金曜日) 正午まで</p>

### ライブ配信のご視聴及び事前質問方法

- 株主さま専用ウェブサイトへアクセスしてください。株主さま専用ウェブサイト <https://4507.ksoukai.jp/> 
- 議決権行使書用紙に記載された「株主番号」をIDに、「株主さま郵便番号」をパスワードにご入力ください。
 

堀野製薬株式会社株主総会へようこそ  
ログインのうえ、株主総会サイトへお入りください

ID (株主番号)

パスワード

パスワード (郵便番号)

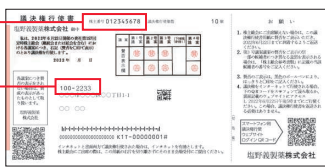
ログイン

※本ページは株主さま専用ページに入会済みの方のみ閲覧可能です。  
【ログインに失敗した場合の対処】  
株主さま番号と、三井住友銀行  
インターネット振込用紙の形式・欄名が一致する。  
電話：0120-782-041  
(受付時間 9:00~17:00 土日祭日を除く)

株主番号 (ID)

郵便番号 (パスワード)

議決権行使書用紙


- ログイン後の選択画面でライブ配信をご希望の場合は「ライブ配信視聴」を、事前質問をご希望の場合は「事前質問を行う」ボタンを押下してください。
- 以降は画面の案内に従ってご入力ください。

※操作画面はイメージです。

第157回定時株主総会  
日時：2022/06/23 10:00 (09:30 開場)

ライブ配信視聴

事前質問を行う

ライブ配信はこちら

事前質問はこちら

## ライブ配信のご視聴及び事前質問に関する留意点

- 事前のご質問は**本総会の会議の目的事項等に関してお一人2問までお受けします**。株主の皆さまのご関心の高い事項を本総会で取り上げさせていただきます。個別のご回答は行いませんので予めご了承ください。
- やむを得ない事情によりライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ご視聴は**株主さまご本人のみに**限らせていただきます。
- ライブ配信の**撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開は固くお断りさせていただきます**。
- インターネットの通信環境等により、映像、音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので予めご了承ください。
- ご視聴の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
- 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（接続料、通信料等）は株主さまのご負担となります。

株主番号 (ID) 及び郵便番号 (パスワード) がご不明な場合は、右記の株主名簿管理人へお問い合わせください。

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
電話番号：0120-782-041 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時 土・日・祝日を除く)

総会ライブ配信の視聴方法についてご不明な場合は、右記へお問い合わせください。

株式会社ブイキューブ  
電話番号：03-6385-8737  
(受付時間 6月23日 (木) 株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで)

## 2) 会場出席される場合

### 株主総会ご出席事前登録制

#### お申し込み方法

本招集ご通知に同封の「第157回定時株主総会 会場出席申し込みはがき」にてお申し込みください。

#### 申込締切日

2022年  
6月10日(金曜日)  
当社必着

#### 結果通知

会場出席いただける株主さま(抽選の場合は当選者)へ「入場証」を発送いたします。

#### 結果通知

2022年  
6月15日(水曜日)頃  
「入場証」発送(郵送)

#### 株主総会当日

ご自身の「入場証」と「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。

#### 株主総会開催日時

2022年  
6月23日(木曜日)  
午前10時

- 抽選の結果、**当選されなかった株主さまへはご連絡いたしません**ので予めご了承くださいとともに、事前の議決権行使とライブ配信ご視聴をお願い申し上げます。
- 「入場証」をお持ちでない株主さまの会場出席はお断りさせていただきますので、ご注意ください。
- 会場出席される株主さまは、必ずマスクの着用をお願いいたします。当日は、検温装置を設置し、体温の高い株主さまには会場出席をお控えいただきます。
- 当日の会場へのご案内は「入場証」に記載しております。





# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（親会社所有者帰属持分配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円      総額 18,088,966,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月24日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、1株当たり115円となり、前期に比べ7円の増配となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示する場合は、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>附則</p> <p>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）  現行定款第14条の削除および変更定款第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されるものとする。</p>

## 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役候補者は社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役在任期間	取締役会出席状況
1	てしろぎ いざお 手代木 功 62歳 <b>再任</b>	代表取締役社長	20年	14/14回 (100%)
2	さわだ たくこ 澤田 拓子 67歳 <b>再任</b>	取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本部長	7年	14/14回 (100%)
3	あんどう けいいち 安藤 圭一 70歳 <b>再任</b>	<b>社外取締役</b> 独立役員	取締役	6年 14/14回 (100%)
4	おざき ひろし 尾崎 裕 72歳 <b>再任</b>	<b>社外取締役</b> 独立役員	取締役	3年 14/14回 (100%)
5	たかつき ふみ 高槻 史 46歳 <b>再任</b>	<b>社外取締役</b> 独立役員	取締役	2年 14/14回 (100%)

**再任** …再任取締役候補者    **社外取締役** …社外取締役候補者    **独立役員** …東京証券取引所届出独立役員

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。  
また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

## 【ご参考】 【スキル・マトリックス 本定時株主総会終結後の予定】

氏名	当社における地位	在任年数	取締役会	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
 手代木 功 62歳	代表取締役社長	20年	●	●	●
 澤田 拓子 67歳	取締役副社長	7年	●		
 安藤 圭一 70歳	社外取締役	6年	◎	◎	●
 尾崎 裕 72歳	社外取締役	3年	●	●	◎
 高槻 史 46歳	社外取締役	2年	●	●	●
 岡本 旦 67歳	常勤監査役	7年	●		●
 加藤 育雄 68歳	常勤監査役	6年	●		
 藤原 崇起 70歳	社外監査役	4年	●	●	
 藤沼 垂起 77歳	社外監査役	3年	●		
 奥原 圭一 54歳	社外監査役	2年	●		

●参加メンバー ◎議長/委員長



経営経験	財務会計	法務/ コンプライアンス/ リスクマネジメント	研究開発	販売/ マーケティング	生産	IT/ 情報統括	国際経験	人事/ 人材開発	内部監査
●		●	●		●		●		
●			●	●		●	●		
●	●						●	●	
●			●		●	●	●		
		●					●	●	●
		●		●				●	●
●		●	●						
●				●				●	
	●	●					●		●
●	●					●		●	●

候補者番号

1 てしろぎ いさお  
手代木 功  
(1959年12月12日生)

再任



取締役在任年数：20年（本総会終結時）

所有する当社株式の数：57,900株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）

#### ■略歴、当社における地位、担当

1982年 4月 当社入社  
1999年 1月 当社秘書室長 兼 経営企画部長  
2002年 6月 当社取締役  
2002年10月 当社経営企画部長  
2004年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長  
2006年 4月 当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長  
2007年 4月 当社専務執行役員  
2008年 4月 当社代表取締役社長（現）  
2021年 6月 株式会社三井住友銀行社外取締役（現）  
2022年 3月 AGC株式会社社外取締役（現）

#### ■重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行社外取締役  
AGC株式会社社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第3次中期経営計画達成に向け、グローバル研究開発、海外事業展開を積極的に推し進め、中長期的な収益基盤を確保いたしました。また、2014年度に策定した「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」の定量目標を達成し、2016年10月にUpdateした同定量目標も前倒しで達成しております。2020年には、2030年に成し遂げたいビジョン「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」を掲げた新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」をスタートさせ、更なる成長を目指して変革を強力に推進しております。また、感染症に取り組む製薬企業としてCOVID-19治療薬やワクチン開発も推し進めていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2 さわ だ たく こ  
澤田 拓子  
(1955年3月11日生)

再任



取締役在任年数：7年（本総会終結時）

所有する当社株式の数：40,850株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）

#### ■略歴、当社における地位、担当

- 1977年 4月 当社入社
- 2002年 4月 当社医薬開発部長
- 2007年 4月 当社執行役員 兼 医薬開発本部長
- 2010年 4月 当社常務執行役員 兼 医薬開発本部長
- 2011年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括
- 2013年 4月 当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括 兼 医薬開発本部長
- 2014年 4月 当社専務執行役員 兼 グローバル医薬開発本部長
- 2015年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
- 2015年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長
- 2015年10月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長 兼 経営企画部長
- 2016年 4月 当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
- 2017年 4月 当社上席執行役員 兼 経営戦略本部長
- 2018年 4月 当社取締役副社長
- 2020年 4月 当社取締役副社長 兼 ヘルスケア戦略本部長（現）

#### 取締役候補者とした理由

澤田拓子氏は、2015年6月に取締役に就任後、専務執行役員、上席執行役員 兼 経営戦略本部長として「Shionogi Growth Strategy 2020(SGS2020)」を推進し、2016年10月のSGS2020のUpdate策定の中心的役割を果たしました。2018年4月に副社長に就任し、新中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030(STS2030)」の達成に向けて、2020年度以降はヘルスケア戦略部門、経営戦略部門、医薬事業部門及びDX推進部門等を監督してまいりました。更なる経営の強化と多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3 あん どう けい いち  
安藤 圭一  
(1951年11月5日生)

再任

社外取締役

独立役員

社外取締役在任年数：6年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）



#### ■略歴、当社における地位、担当

1976年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行  
2003年 4月 同行執行役員  
2006年 4月 同行常務執行役員  
2009年 4月 同行取締役 兼 専務執行役員  
2010年 4月 同行代表取締役 兼 副頭取執行役員  
2012年 4月 新関西国際空港株式会社代表取締役社長  
2012年 7月 同社代表取締役社長 兼 CEO  
2016年 6月 当社社外取締役（現）  
2016年 6月 銀泉株式会社代表取締役社長  
2017年 6月 株式会社椿本チエイン社外取締役（現）  
2019年 6月 株式会社ダイヘン社外取締役（現）

#### ■重要な兼職の状況

株式会社椿本チエイン社外取締役  
株式会社ダイヘン社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、議長として議案の適時性・的確性も考慮しつつ、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出され、また、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確にアドバイスいただいております。

#### 注

- ・安藤圭一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

4

お ぎき ひろし  
尾崎 裕

(1950年3月11日生)

再任

社外取締役

独立役員



社外取締役在任年数：3年（本総会最終時）

所有する当社株式の数：0株

取締役会出席状況：14回／14回（100%）

#### ■略歴、当社における地位、担当

1972年 5月 大阪瓦斯株式会社入社  
2000年 6月 同社理事 原料部長  
2002年 6月 同社取締役 東京駐在 兼 社団法人日本ガス協会出向  
2005年 6月 同社常務取締役 兼 ガス製造・発電事業部長  
2007年 6月 同社常務取締役 兼 エネルギー事業部長  
2008年 4月 同社代表取締役社長  
2008年 6月 大阪ガスケミカル株式会社取締役  
2009年 6月 大阪瓦斯株式会社代表取締役社長 兼 社長執行役員  
2009年 6月 株式会社オージス総研取締役  
2011年 6月 朝日放送株式会社（現 朝日放送グループホールディングス株式会社）社外取締役  
2015年 4月 大阪瓦斯株式会社代表取締役会長  
2019年 6月 当社社外取締役（現）  
2021年 1月 大阪瓦斯株式会社取締役相談役  
2021年 6月 同社相談役（現）  
2021年 6月 株式会社ロイヤルホテル社外取締役（現）

#### ■重要な兼職の状況

株式会社ロイヤルホテル社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由

尾崎裕氏は、関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を有するとともに、大阪商工会議所の前会頭として、就任期間中に策定された中期計画に基づき大阪・関西の成長力強化を推進され、また、ライフサイエンス産業の振興にも注力されました。これら豊富な経験や知識を活かし、客観性や中立性を重視した経営判断を行っていただいております。引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、取締役会におきまして、当社のビジネスやマーケティングに関する助言や提携に関する問題提起など、明確な指摘や支援の発言を多くいただいております。

#### 注

- ・尾崎裕氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、尾崎裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・尾崎裕氏が取締役として在任していた大阪ガスケミカル株式会社において、2019年11月に公正取引委員会から、浄水処理施設等使用する活性炭の入札案件において、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。同氏は、この事実について認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意喚起を行うとともに、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止を指示するなどその職責を果たしております。



候補者番号

5

たか つき ふみ  
高槻 史

(1975年6月24日生)

再任

社外取締役

独立役員

社外取締役在任年数： 2 年 (本総会最終時)

所有する当社株式の数： 0株

取締役会出席状況： 14回 / 14回 (100%)



#### ■略歴、当社における地位、担当

2000年10月 弁護士登録  
2000年10月 御池総合法律事務所入所  
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所  
2004年 2月 同事務所 北京代表処  
2006年 4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所  
2009年 1月 大江橋法律事務所パートナー (現)  
2020年 6月 当社社外取締役 (現)

#### ■重要な兼職の状況

弁護士法人大江橋法律事務所パートナー

#### 社外取締役候補者とした理由

高槻史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場及び中国のライフサイエンス・ヘルスケア産業に係る法務対応のご経験を活かし、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、国際企業法務の観点から、特に中国でのビジネス遂行に関して問題点の指摘や検討すべき課題についての的確な助言をいただいております。

#### 注

- ・高槻史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ・当社は、高槻史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- ・高槻史氏がパートナーである弁護士法人大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関わる個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがあります、その報酬額は大江橋法律事務所の受取報酬の2%未満であり、同氏がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約等の経常的な契約関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、安藤圭一氏、尾崎裕氏及び高槻史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。3氏が再任された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

## 【ご参考】 【独立社外役員の要件及び独立性判断基準】

### 《要件》

- ①経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
- ②社外役員としての役割を認識し、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
- ③当社経営陣のみならず、ステークホルダーの皆さまに真摯に向き合う人格を有する
- ④一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

### 《独立性判断基準》

- ①当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の株式を保有する株主もしくは上位10位内の株主）、もしくは、当該主要株主が法人・機関等である場合には当該法人・機関等の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ②当社グループが主要株主（総議決権の10%以上を保有する会社もしくは上位10位内の会社）である会社の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
- ③当社グループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと  
なお、「当社グループの主要な取引先」とは次のいずれかをいう
  - a. 当社グループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当社グループからの当該取引先への支払額が、当社グループの連結売上高の2%以上となる取引先
  - b. 当社グループの直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当社グループによる当該取引先からの受取額が、当社グループの連結売上高の2%以上となる取引先
- ④当社グループを主要な取引先とする取引先の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと  
なお、「当社グループを主要な取引先とする取引先」とは次のいずれかをいう（⑤が適用される場合は除く）
  - a. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先からの当社グループへの支払額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
  - b. 当該取引先の直近事業年度を含む過去3年の事業年度の平均において、当該取引先による当社グループからの受取額が、当該取引先の連結売上高の2%以上となる取引先
- ⑤本人がコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家である場合、本人もしくは本人の所属する法人・機関等が、当社グループから本人の取締役・監査役報酬以外に以下の報酬を受け取っていないこと
  - a. (個人の場合) 年間1,000万円以上の報酬
  - b. (法人・機関等の場合) 本人の所属する法人・機関等の直近事業年度を含む直近過去3年の事業年度の平均において、当該法人・機関等の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方の額以上の報酬
- ⑥当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
- ⑦当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
- ⑧当社グループの社外監査役の在任期間が12年（3期）を超えていないこと

## 第4号議案 一般財団法人 シオノギ感染症研究振興財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

### (1) 財団の目的

2019年末より発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、人々の生活に甚大な影響を及ぼし続けておりますが、世界には三大感染症（エイズ、結核、マラリア）や熱帯病など、人類にとっての脅威がまだまだ存在し、薬剤耐性（AMR）や変異ウイルスの発生・伝播など、感染症に対する医療ニーズも数多く残されております。

当社は「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」という基本方針のもと、事業活動を通じて医療ニーズに応え、社会課題の解決を図ることにより、社会に必要とされる企業として成長し、その成果をステークホルダーと共有することを目指しております。その上で、当社の取り組むべきマテリアリティ（重要課題）として「感染症の脅威からの解放」を特定し、治療薬の研究・開発にとどまらず、啓発・検知・予防・診断ならびに重症化抑制といった感染症のトータルケアに対する取り組みを進めております。こうした取り組みの一環としまして、平時からの感染症研究の重要性や感染対策の必要性が改めて見直されている現状を考慮した結果、自社研究開発の推進、業界団体やパートナーとの連携強化に加えて、新たに感染症に関する研究を広く支援する枠組みが必要との結論に至り、新たに一般財団法人 シオノギ感染症研究振興財団（以下、新財団）を設立することといたしました。

新財団は、『人類にとって脅威となる感染症に関する研究を援助奨励し、もって学術の振興および人類の健康と福祉に寄与する』ことを目的に、これらの社会課題解決への取り組みを加速する役割を担うものと考えております。また、こうした活動は、当社グループの経営理念の実現に資するものであり、企業の持続的成長と中長期的な価値向上に繋がるものと考えております。

### (2) 自己株式の処分について

新財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援するため、当社は三井住友信託銀行株式会社を受託者、日本カストディ銀行株式会社を再信託受託者、新財団を受益者とする他益信託（以下、本信託）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を新財団に交付し、新財団は当該信託収益を原資として活動します。

今回の自己株式の処分は、新財団の社会貢献活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

### (3) 処分条件等の合理性

新財団がその目的に沿った活動を行う団体に対する助成等の事業を継続的、安定的に実施するための活動支援の原資となる自己株式の処分数量は合理的な規模であると考えております。加えて、本信託の枠組みでは、本自己株式処分による株式が大量に株式市場へ流出することは考えられないため、流通市場への影響は軽微であり、当該処分数量のレベルは合理的であると考えております。

また、本自己株式の処分におけるその希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し、0.96%（総議決権個数3,010,818個に対する割合 1.00%、ともに小数点以下第3位を四捨五入）であり、株式市場への影響は軽微であると考えております。

さらには、日本カストディ銀行株式会社は本自己株式の処分により本信託が取得する株式の議決権については、信託期間を通じて行使しないものとします。

つきましては、上記の趣旨と目的のため、1株につき1円という払込金額は合理的であると考えており、会社法第199条（募集事項の決定）及び同第200条（募集事項の決定の委任）の各規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

なお、2022年5月11日開催の当社取締役会において、本議案が承認されることを条件として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、720万株または500億円を上限とする自己株式の取得を行うこと、ならびに会社法第178条の規定に基づき、420万株の自己株式の消却を行うことを決議しております。

<処分する自己株式の内容>

① 処分する株式の種類および上限	普通株式 3,000,000株 (発行済株式総数に対する割合0.96%*)
② 払込金額の下限	1株につき1円
③ 払込金額の総額	3,000,000円
④ 処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	日本カストディ銀行株式会社 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
⑥ 処分期日	2022年9月1日(予定)
⑦ 決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議において決定いたします。

\*2022年3月31日現在の発行済普通株式の総数311,586,165株に対して計算しております。

<財団の概要>

① 名称	一般財団法人 シオノギ感染症研究振興財団
② 所在地	大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
③ 代表理事	塩野 元三
④ 活動内容	日本国内における下記事業 (1) 感染症に関する研究助成 (2) 感染症に関する研究会・シンポジウム開催及びその助成 (3) 感染症に関する注目すべき研究業績に対する褒賞 (4) その他この法人の目的を達成するための必要な事業
⑤ 活動原資	年間約3億円
⑥ 設立年月	2022年6月下旬(予定)



## 1. シオノギグループの現況に関する事項

## (1) 中長期における顧客・社会に関する課題認識と中期経営計画STS2030

## 1 シオノギグループが取り組む社会課題

医薬品産業を取り巻く環境がますます激しく変化する中で、当社グループが社会とともに成長するため重視して取り組む社会課題を「感染症の脅威からの解放」と「社会生産性向上、健康寿命の延伸」、「持続可能な社会保障への貢献」の3つに特定しました。当社グループは、中期経営計画STS2030の実行を通して、これらの社会課題の解決にグループ一丸で取り組んでいきます。

持続可能な社会の実現に向けた動き (SDGs)				
認識すべき外部環境	<b>耐性菌・耐性ウイルスを含む感染症の脅威が拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルスの感染拡大</li> <li>● 新興国を中心とした世界の人口増加</li> <li>● モノ・ヒトの移動が容易になり、感染症拡大の制御が困難</li> <li>● 気候変動(特に地球温暖化)に伴う疾病構造の変化</li> </ul>	<b>先進国における高齢化の進展 医療や診断の高度化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● QOLに対する要求の高まり</li> <li>● 予防・ターミナルケアに対するニーズの高まり</li> <li>● 疾病構造の変化</li> </ul>	<b>テーラード医療に対する需要の高まり 社会保障費に対する意識の高まり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 種々の情報へのアクセスのしやすさ、非常に多くの選択肢が顧客サイドに提供</li> <li>● 医療ニーズの多様化</li> <li>● 技術進化・データ活用によるイノベーション</li> </ul>	
	多様なパートナーング、イノベーション創出力、多様な人材			
	<b>感染症のノウハウ</b>	<b>重点領域を中心とした充実したパイプライン</b>	<b>低分子を中心とした多彩なモダリティ*技術</b>	
シオノギの強み	<b>感染症の脅威からの解放</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染症関連製品の研究・開発</li> <li>● 適正情報の伝達</li> <li>● 三大感染症:HIV、結核、マラリア</li> <li>● ウイルス感染症(コロナウイルス、インフルエンザ、等)、AMR**</li> </ul>	<b>社会生産性向上、健康寿命の延伸</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会生産性向上へ貢献(慢性腰痛・うつ等)</li> <li>● 超高齢社会への貢献(認知症やがん等)</li> </ul>	<b>持続可能な社会保障への貢献</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別最適化された医療の提供</li> <li>● 価値に見合った適正価格での提供</li> </ul>	
	<b>シオノギが取り組む社会課題</b>			

\* 低分子化合物、ペプチド(中分子)薬、抗体医薬を含むタンパク質医薬、核酸医薬、細胞医薬、再生医療といった治療手段

\*\* 薬剤耐性

## 2 2030年Visionと中期経営計画STS2030

当社グループは、2030年に成し遂げたいこと、すなわち「2030年Vision」を策定するとともに、前述のとおり様々な角度から外部環境を分析し、当社グループが取り組むべき社会課題を特定しました。その上で、社会課題を解決しながら2030年Visionを達成する戦略として中期経営計画「Shionogi Transformation Strategy 2030 (STS2030)」を2020年6月に策定しました。

2020年度を起点とする2024年度までをSTS Phase 1と位置づけ、グループが一丸となりビジネスの変革を強力に推進し「Transformation」の具現化に向けた取り組みを進めています。



当期はSTS Phase 1の2年目でしたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが続く中で日本、さらに世界中の方々に一日も早く日常を取り戻していただけるよう、治療薬、ワクチン、診断薬等の提供に向けた活動に注力するとともに、感染症の課題への取り組みの重要性を改めて認識した一年でした。また、従来の治療の枠を超えたサービスの提供に向けた取り組みが大きく進展しました。



COVID-19に対しては、流行予測から予防、診断、治療、そして重症化抑制まで感染症のリーディングカンパニーとしてトータルケアの実現に最優先で取り組んでいます。これは医療用医薬品に限らないHaaS\*企業の実現の根幹とも言えるバリューチェーンをつないだ一つのモデルを示しており、そのモデルを感染症以外の領域にも拡大することでシオノギはHaaS企業の実現を目指していきます。

\*Healthcare as a Service：医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供すること

## (2) 事業の経過及びその成果

### 1 連結業績の概要

#### ◆事業の状況 (IFRS\*)

##### 2021年度連結損益の概要

	2020年度	2021年度	前期比 (%)
売上収益 (億円)	2,972	3,351	12.8%増
営業利益 (億円)	1,174	1,103	6.1%減
コア営業利益** (億円)	940	1,106	17.7%増
税引前利益 (億円)	1,430	1,263	11.7%減
親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)	1,119	1,142	2.1%増

\*IFRS：国際財務報告基準 \*\*コア営業利益：営業利益から非経常的な項目（減損損失、有形固定資産売却益等）を調整した利益

売上収益は3,351億円（前期比12.8%増）となりました。国内医療用医薬品の売上収益は、サインバルタの後発品参入の影響を受け、891億円（同5.9%減）となりました。一方、海外子会社/輸出の売上収益は、セフィデロコルの米欧での売上の伸長により、344億円（同39.5%増）となりました。さらに、HIVフランチャイズに関するロイヤリティー収入の増加により、ロイヤリティー収入は、1,813億円（同25.3%増）となりました。

営業利益は、COVID-19関連プロジェクトへの積極投資により研究開発投資が増加したことで、1,103億円（同6.1%減）となりました。また、特殊要因を除くコア営業利益は1,106億円（同17.7%増）でした。税引前利益は1,263億円（同11.7%減）となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、税引前利益は減少したものの、大阪国税局からの更正処分に対する取消請求訴訟の勝訴に関する還付金を受領した結果、1,142億円（同2.1%増）となりました。

当期は、COVID-19関連プロジェクトへの研究開発費が大幅に増加しながらも、業績予想を達成することができました。来期は、積み残した課題に取り組み、自らの力で利益を生み出すことができる企業体質への変革を一層強化していきます。

#### ◆資産等の状況 (IFRS)

##### 連結財政状態計算書項目

	2020年度末	2021年度末	前期比 (%)
資産合計 (億円)	9,990	11,506	15.2%増
資本合計 (億円)	8,646	9,933	14.9%増
負債合計 (億円)	1,344	1,573	17.0%増

## 2 連結業績 –ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入–

### ◆堅調なロイヤリティー及び配当金収入

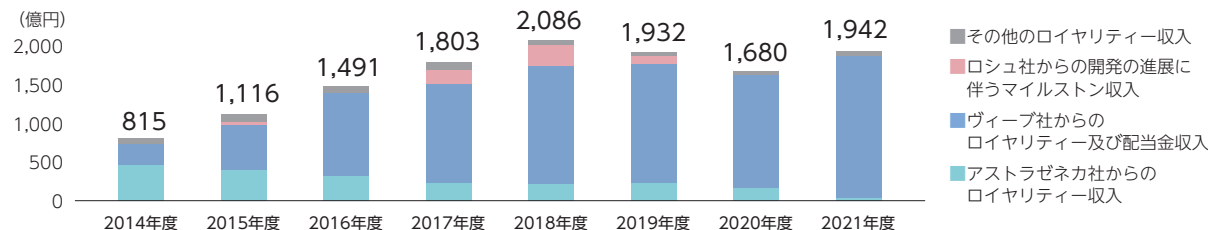
英国ヴィーブヘルスケア社（以下、ヴィーブ社）に導出したHIVフランチャイズの売上が伸長したことで一時金を除く同社からのロイヤリティー収入は対前年で増加しました。また、ヴィーブ社の米国ギリアド・サイエンシズ社に対する特許侵害訴訟が、2021年度中に和解に至ったことから、ヴィーブ社は12.5億米ドルの一時金と、今後の米国におけるBiktarvyの売上高（参考：2020年 60.9億米ドル）および将来の製品売上高のbictegravir部分の金額に対して、3%のロイヤリティーを受領することになりました。当社はヴィーブ社が受領した一時金の一部を売上収益として計上しました。また、ヴィーブ社との協議の結果、当社が将来受領予定のロイヤリティー相当分を2021年度の売上収益として計上しました。以上の結果、ヴィーブ社からのロイヤリティー収入は1,740億円（前期比41.0%増）となりました。また、ヴィーブ社からの配当金収入に関しては、当期の第4四半期の受領予定分が2022年度に期ずれした影響で130億円（同44.5%減）となりました。

スイス ロシユ社からのロイヤリティー収入に関しては前期に引き続きグローバルでのインフルエンザの流行が極めて小規模にとどまったため当期は4千万円となりました。

また、英国アストラゼネカ社からのクレストールのロイヤリティーは、契約に基づき2020年度第4四半期より受領額が減少したことから、12億円（同93.1%減）となりました。

以上のように当期のロイヤリティー、マイルストーン及び配当金収入全体としては、HIVフランチャイズに関するロイヤリティー収入が増加したことから、1,942億円（同15.6%増）となりました。

### ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入（2018年度まではJGAAP\*、2019年度以降はIFRS）



\*JGAAP：日本会計基準

### 長時間作用型製剤Cabenuvaと予防薬ApretudeによるさらなるQOL\*改善へ

当社グループが創製したcabotegravirを含む長時間作用型注射剤の抗HIV薬Cabenuvaについて、米国において2カ月に1回投与の追加適応が承認されました。投与日数が年12回から6回に減少することで、患者さまのQOLのさらなる改善が期待されます。

また、cabotegravir単剤の長時間作用型のHIV予防薬Apretudeが米国において承認されました。Apretudeは年間にわずか6回の投与で毎日経口での服薬が必要な既存の予防薬よりも高い予防効果を示すことから、HIV予防の重要な選択肢となることが期待されます。

\*QOL：Quality of life（生活の質）

### 3 国内／海外事業

#### ◆国内事業の進展

サインバルタの後発品参入による売上減少のため、国内の医療用医薬品の売上収益は891億円（前期比5.9%減）となりました。

インフルエンザに関しては、昨シーズン同様に極めて小規模な流行にとどまりましたが、ラピアクタの政府備蓄による売上収益を計上したため、インフルエンザ関連製品群の売上収益は31億円（同28億円増）となりました。また、インフルエンザ関連製品群を含む感染症薬に関しては、118億円（同20.8%増）となりました。

インチュニブとビバンセに関しては、売上収益がそれぞれ164億円（同25.4%増）、8億円（同190.7%増）と伸長しました。

コロナ禍において、MRの医療機関への訪問規制が続いていましたが、医療従事者に各製品の情報を適切に届けるため、デジタル環境下における情報提供体制を整備し面会機会の確保に注力しました。また、1人当たりの生産性向上を目指し、意思決定がデータに基づいて行われる組織を実現するための営業IT基盤の構築を進めました。

#### ◆欧米事業の進展：セフィデロコル\*の売上増

米国での売上収益は、セフィデロコルが好調に推移したことに加え、FORTAMETの販売権等の移管に関する一時金を受領した結果、138億円（前期比84.5%増）となりました。そのうちセフィデロコルの売上収益は62億円（同268.7%増）となりました。

欧州での売上収益は、セフィデロコルが好調に推移した結果、50億円（同153.7%増）となりました。また、2021年度にイタリアでのセフィデロコルの販売を新たに開始しました\*\*。

引き続きセフィデロコルの販売国とサブスクリプション型償還モデル\*\*\*の採用国の拡大を通して、欧米事業の成長を進めていきます。

\*米国の販売名：Fetroja、欧州の販売名：Fetroja

\*\*当期までに販売を開始した国：アメリカ、イギリス、イタリア、オーストリア、スウェーデン、ドイツ、フランス

\*\*\*抗菌薬の処方量と切り離し、国が開発企業に対して固定報酬を支払う代わりに、必要なときに抗菌薬を受け取ることができるサブスクリプション型の償還モデル

#### ◆中国事業の進捗

2020年11月に平安塩野義を設立以降、一年が経過しました。中国政府による医療費抑制施策の中で既存のジェネリック事業の売上収益は減少しましたが、為替変動の影響により売上収益は102億円（前期比1.1%増）となりました。

また、セフィデロコルおよびオピオイド誘発性便秘治療薬ナルデメジンの中国での最速の上市に向け臨床試験の準備を加速しています。

創薬活動では、中枢神経領域の特定疾患において、AI技術を活用してターゲット遺伝子に広く作用する候補化合物の探索を行いました。その結果、有望な候補化合物の絞り込みに至りました。

引き続き、中国並びに東南アジアにおいてサイエンスを基盤とする研究開発並びに製造・品質管理のノウハウと、情報テクノロジーによるビッグデータ収集やAIによる解析ノウハウを掛け合わせ、ヘルスケアの未来を創造していきます。

## 4 研究開発 — 研究 —

### ◆研究の成果

当期も研究開発への積極的な投資を行うとともに、COVID-19による環境変化に柔軟に対処することで、注力プロジェクトをほぼ予定どおり進捗させました。

#### プロジェクトの主な進捗

##### COVID-19治療薬への取り組み

COVID-19治療薬候補であるS-880008について、臨床試験入りを目指して当期は非臨床試験を進めました。本化合物はペプチドリーム社の技術を活用し創薬したペプチドであり、単日投与で、速やかなウイルス排除による症状改善効果が期待できます。また、COVID-19治療薬に関しては、S-217622の後続化合物の創薬に向けプロジェクトを進展させました。

##### ワクチン事業への取り組み

次世代のCOVID-19ワクチンとして、粘膜免疫を誘導する経鼻ワクチンの開発に向けた取り組みを進展させました。また、インフルエンザの経鼻ワクチンであるS-872600の非臨床試験を進展させました。

##### S-540956

核酸アジュバントであり、がん領域及びHIV感染症の機能的根治での適応を目指しています。当期は臨床試験入りを目指して非臨床試験を進展させました。

##### S-531011

がんを標的とする抗体で、現在のがん治療では満たされない患者さまのニーズに応えることを目指しています。当期は非臨床試験を完了し、Phase 1b/2試験を開始しました。

##### S-365598

長時間作用型（3ヵ月以上に1回投与）の抗HIV薬となることが期待される第3世代のインテグラーゼ阻害薬です。当期は非臨床試験を進め、ヴィーブ社に導出しました。

#### 注力プロジェクト

	プロジェクト	詳細		プロジェクト	詳細
感染症	S-217622	COVID-19治療薬	精神・神経	S-600918 [シボピキサント]	難治性慢性咳嗽
	S-268019	COVID-19ワクチン		S-812217 [zuranolone]	うつ病・うつ状態
	経鼻ワクチン	COVID-19、インフルエンザ	新たな成長領域	S-531011	固形がん
	S-540956	感染症、がん		S-005151 [レダセムチド]	①栄養障害型表皮水疱症 ②急性期脳梗塞 ③変形性膝関節症 ④慢性肝疾患 ⑤心筋症



## 4 研究開発 – 開発 –

### ◆開発の成果

#### プロジェクトの主な進捗

##### zuranolone (S-812217)

米国Sage社から導入したうつ病・うつ状態治療薬候補であり、大うつ病を対象とした国内でのPhase 2試験で良好な結果が確認でき、当期は国内Phase 3試験を開始しました。

##### シボピキサント (S-600918)

難治性慢性咳嗽（せき）を対象としたグローバルPhase 2b試験が進展し全被験者の観察が完了し、良好な安全性と複数の副次評価項目において効果を確認することができました。

##### レダセムチド (S-005151)

ステムリム社から導入した再生誘導医薬ペプチドであり、その作用機序から幅広い疾患への適応が期待されます。当期は急性期脳梗塞を対象とした国内Phase 2試験が完了し、グローバルPhase 3試験開始の準備を進めました。また、変形性膝関節症、慢性肝疾患に対する医師主導治験（Phase 2）が進展しました。

##### Zatolmilast (BPN14770)

子会社のTetra社から導入した認知機能改善薬候補であり、当期は脆弱X症候群を対象とした米国でのPhase 2b/3試験を開始しました。また、アルツハイマー型認知症を対象とした国内Phase 2試験を開始しました。

##### S-637880

神経障害性腰痛を適応症として開発を進めており、国内Phase 2試験を実施中でしたが、安全性の懸念が生じたため、神経障害性腰痛を適応とした開発を中止しました。

### 主な開発プロジェクトの進捗一覧

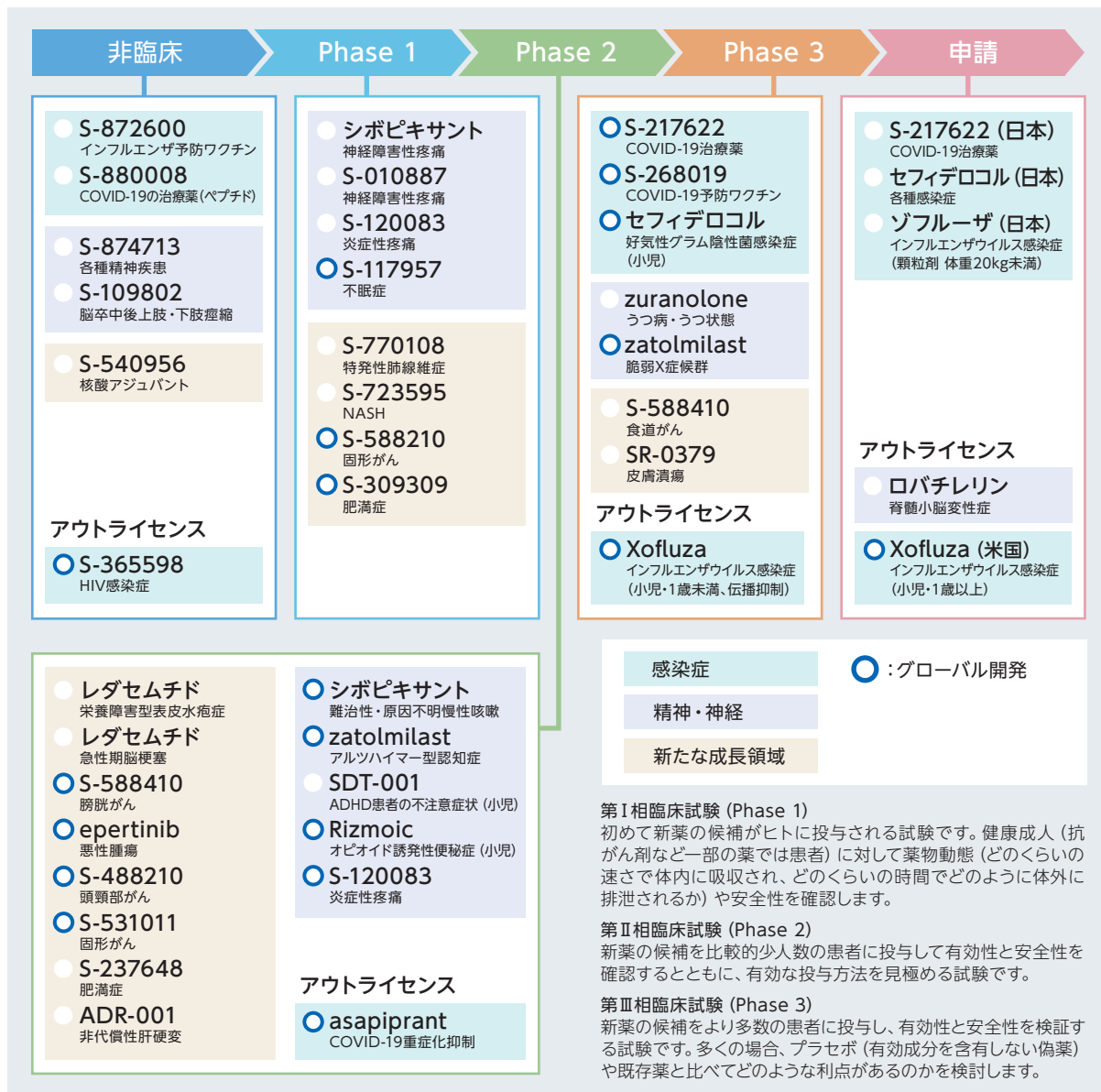
2022年3月31日現在

COVID-19経口治療薬 (S-217622)	日本：製造販売承認申請の実施（軽症・中等症患者対象のPhase 3 part及び無症候・軽度症状のみを有する患者対象のP2b/3実施中） グローバル：Phase 3試験準備中
COVID-19ワクチン (S-268019)	日本：Phase 3試験実施中 グローバル：Phase 3試験実施中
zuranolone (S-812217) うつ病・うつ状態	日本：Phase 3試験実施中
シボピキサント (S-600918) ①難治性慢性咳嗽 ②睡眠時無呼吸症候群	①グローバル：Phase 3試験準備中 ②開発中止
レダセムチド (S-005151) ①栄養障害型表皮水疱症 ②急性脳梗塞 ③変形性膝関節症 ④慢性肝疾患 ⑤心疾患	①日本：追加試験準備中 ②グローバル：Phase 3試験準備中 ③④日本：医師主導治験実施中 ⑤日本：医師主導治験準備中
Zatolmilast (BPN14770) ①アルツハイマー型認知症 ②脆弱X症候群	①日本：Phase 2試験実施中 ②米国：Phase 2b/3試験実施中
S-531011 固形がん	Phase 1b/2試験実施中



## 4 研究開発 — 開発パイプライン —

開発パイプラインの状況(2022年3月31日現在)



## 5 生産、サプライチェーン

### ◆生産及びサプライチェーンの成果

当社グループの生産関連機能を結集したグループ会社であるシオノギファーマ株式会社において、創業3年目となる当期は、CDMO\*としての足元を固めることを第一優先としつつ、「TX (Technology Transformation) 元年」と位置づけ、モノ造りの高度化・透明化を進める一年として、事業に取り組みました。

\*Contract Development Manufacturing Organization

シオノギファーマでは、品質を重視し丁寧な生産を行うことにより、必要な患者さまに医薬品を確実にお届けすることに拘り事業に取り組んでいます。特に当期は、COVID-19関連医薬品として100万人分の供給を目指した経口治療薬S-217622の生産および、株式会社UNIGEN(原薬製造)、アピ株式会社(製剤製造)と連携したワクチンS-268019の生産立ち上げにも尽力し、当社グループ一丸となり「命にかかわるモノ造り」に取り組みました。また、医薬品の安定供給を維持するため、原料調達サプライヤーや委託先各社とも連携し、適切な在庫管理を徹底し、生産にあたっています。

また、CDMO事業の拡大の柱となるのが高薬理活性医薬品と連続生産技術を活用した受託生産です。高薬理活性医薬品については、徳島工場における高薬理活性原薬の製造に加え、2022年4月1日付でシオノギファーマに吸収合併したナガセ医薬品が保有していた高薬理活性注射剤の製造技術と、当期にシオノギファーマ摂津工場に新たに高薬理活性固形製剤棟を竣工し稼働を始めたことにより、原薬から製剤（注射、固形）までのワンストップソリューションの提供が実現可能となりました。



高薬理活性固形製剤棟

連続生産技術については、シオノギファーマを含む7社で、医薬品原薬・中間体の連続生産技術の開発ならびに同技術を用いた開発製造受託事業を行う合併会社「Pharmira (ファーマ) 株式会社」を設立し、2022年4月より事業を開始しました。世界においても原薬の連続生産技術を標榜するCDMOは初めてであり、業界内でも大きく注目されています。

## 6 当社グループと社会との繋がり

当期も、社会の公器としてよりよい社会の実現に貢献していくための様々な取り組みを引き続き実施しました。ステークホルダーの皆さまから将来にわたって必要とされる企業を目指して今後もグループ一丸で様々な取り組みを進めていきます。

### ■ アフリカでの母子保健支援-Mother to Mother SHIONOGI Project-

国際NGOワールド・ビジョンとともに、母子の健康管理を自立的かつ持続的に行えるコミュニティの実現を目指し、活動しています。2015年10月よりケニア共和国ナロク県において、医療施設・水衛生環境のインフラ整備や地域保健人材・住民への教育などを実施してきましたが、このたび県政府へ診療所を引き渡し、第一期事業（2015年10月～2021年7月）を完了しました。当期は、ケニアのキリフィ県で第二期事業を継続し、その一環として太陽光発電システムを用いて診療所へ電力を供給するために、Panasonicとの連携を開始しました。電力確保により、夜間診療・分娩や冷蔵庫でのワクチン保存などが可能になります。



### ■ コミュニケーションバリアフリープロジェクト（CBF-PJ）

当社グループは「聴覚・視覚等に障がいをもつ患者さまが医薬品にアクセスする際のコミュニケーションの壁（バリア）をなくす」ことを目指してCBF-PJを推進しています。当PJの提案から実現した解熱鎮痛薬「セデス」シリーズのユニバーサルデザインパッケージがグッドデザイン賞を受賞しました。言語による音声サービスの提供が可能な「アクセシブルコード\*（Accessible Code）」を世界で初めて医薬品パッケージに採用し、誰もが理解し適切に服薬できることを追求したデザインになっています。

\*Accessible Code（アクセシブルコード）：エクスポート・ジャパン株式会社が開発し、QRコードを利用して、製品情報等を視覚障がい者や日本語を母国語としない方にも多言語の音声で提供できるように規格化されたサービス



「セデス」シリーズ  
ユニバーサルパッケージ

### ■ LMICにおけるセフィデロコルのアクセス拡大にむけたパートナーリング

2021年7月、セフィデロコルに関してGARDP\*、CHAI\*\*との基本合意書を締結しました。これは、LMIC（Lower Middle Income Country：低中所得国）において治療選択肢が限られる薬剤耐性感染症の治療のために必要とされるセフィデロコルの利用を可能とすることを目指したものです。両組織と協議・協同を進めながら、世界中のセフィデロコルが必要な患者さまに必要なタイミングで迅速にお届けできる体制を構築していきます。

\*GARDP：Global Antibiotic Research and Development Partnership

\*\*CHAI：Clinton Health Access Initiative

## トピックス 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み (1)

パンデミックの早期終息に向け、感染症を重点疾患領域に掲げる製薬企業として、公的機関やアカデミア、パートナー企業と連携し、検知（流行予測）から予防、診断、治療そして重症化抑制とCOVID-19のトータルケアの観点で幅広い医療ソリューションの研究開発とサービスの提供に取り組んでいます。

### COVID-19治療薬の創製に向けた取り組み

当社グループで開発を進めている3CLプロテアーゼ阻害剤S-217622は、ウイルスの増殖に必須の酵素を選択的に阻害することによりSARS-CoV-2の増殖を抑制します。

#### ◆国内における製造販売承認申請（2022年2月25日）

Phase 2/3試験のうちPhase 2bパートの主要評価項目に関する解析を完了し、非臨床、臨床、製造・CMCに関するデータを基に、条件付き承認制度の適用を希望する製造販売承認申請を行いました。また、3月末には国内供給に向け厚生労働省と基本合意書を締結し、製造販売承認後速やかに100万人分の供給とそれ以降についても一定数量を供給する方向で協議を進めています。現在は、COVID-19軽症/中等症の患者さまを対象としたPhase 2/3試験のPhase 3パート、また無症候/軽度症状のみを有するSARS-CoV-2感染者を対象としたPhase 2b/3パートを実施しています。

#### ◆グローバルPhase 3試験を米国NIH\*のサポートで開始準備中

グローバルでは、ACTG\*\*と共同でグローバルPhase 3試験であるACTIV-2d (SCORPIO-HR試験) の開始準備中です。

\*National Institutes of Health \*\*The AIDS Clinical Trial Group



### COVID-19ワクチン開発に向けた取り組み

当社グループ会社の株式会社UMNファーマが有するBEVS\*を活用した遺伝子組換えタンパクワクチンの開発を推進しています。有効性と安全性のバランスのとれた「追加接種も可能な国産ワクチン」として新たなワクチンの選択肢を提供できるよう、2021年8月にPhase 1/2試験を開始以降、試験は進展し、グローバルでのプラセボ対照症予防比較試験を含む5つの最終段階の臨床試験を開始しました。そのうちのひとつである追加免疫比較試験では、コミナティ筋注（ファイザー社）に対するS-268019の免疫原性の非劣性が検証され、主要評価項目を達成しました。また早期実用化を目指し、生産体制の構築も並行して進めており、供給体制の整備を進めました。来期は、もう1ラインの稼働により、さらなる増産体制構築を進めていきます。

また、ワクチン開発としては、千葉大学病院及び株式会社HanaVaxと連携し、経鼻ワクチンの開発にも取り組んでいます。経鼻ワクチンは、生体を傷つけず感染部位である呼吸器粘膜並びに全身に対して効果的に免疫誘導が出来るだけでなく、医療アクセスの観点からも場所を選ばず投与しやすい剤形として注目されています。

\*BEVS: Baculovirus Expression Vector System

## ■ 下水モニタリングによる感染状況把握と早期の流行予測実現に向けた取り組み

北海道大学と共同開発した下水中SARS-CoV-2の高感度検出技術を用い、自治体の下水処理場や施設の下水を定期的に採取しモニタリングを行うことで、対象地域や施設の感染状況把握をするサービスを2021年4月より開始しました。また、2022年1月には、株式会社島津製作所と下水モニタリングを始めとする公衆衛生上のリスク評価を目的とした合併会社「株式会社AdvanSentinel」を設立しました。両社の強みと培ってきたネットワークを共有し、新型コロナウイルス感染症にとどまらない、次なるパンデミックや公衆衛生上のリスク把握に向けたオールジャパン体制の構築を目指すべく、取り組みを加速しています。AdvanSentinel社では、個々のPCR検査報告よりも早期に、ステルスオミクロン株の下水中からの検出と、ウイルス濃度を時系列で捉えることにも成功しており、変異株を含めより早い段階でSARS-CoV-2の感染状況の把握に貢献することが期待されています。



## ■ COVID-19の診断薬・キットの提供に向けた取り組み

2021年5月よりルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社と提携し、新型コロナウイルス抗原検査薬「ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストストリップ」及び「ルミラ 測定機器」の国内共同販売を開始しました。2021年11月より株式会社タウンズと提携し、新型コロナウイルス抗原検査キット「イムノエース®SARS-CoV-2 II」の国内共同販売を開始しました。さらに、重症化リスクのある患者さまを予測できる診断マーカーであるTh2ケモカイン・TARCキット「HISCL®TARC 試薬」の販売も開始しました。



## ■ COVID-19の重症化抑制に向けた取り組み

米国BioAge社と提携し、新型コロナウイルス感染症の重症化を抑制する治療薬候補として当社が創製したプロスタグランジンD2 DP1受容体拮抗薬asapiprant (S-555739) の開発を進めています。これまで当社が実施してきた複数の非臨床及び2,400例以上を対象とした臨床試験において、DP1受容体への高い親和性と選択性、良好な忍容性、安全性が確認されています。現在、高齢者を対象としたPhase 2をBioAge社が米国で実施中です。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シオノギファーマ株式会社	90百万円	100.0%	医薬品製造及び製造受託 試験・分析受託
シオノギヘルスケア株式会社	10百万円	51.0%	一般用医薬品の製造販売
シオノギINC.	12米ドル	100.0%	医薬品の開発及び製造販売
シオノギB.V.	630千英国ポンド	100.0%	医薬品の開発及び製造販売
平安塩野義（香港）有限公司	361,794千香港ドル	51.0%	医薬品の販売
平安塩野義有限公司	1,061,224千中国元	51.0%	医薬品の開発及び製造販売

### (4) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資については、ワクチン製造設備や摂津工場の生産設備を中心とした投資を行い、その総額は273億円となっています。

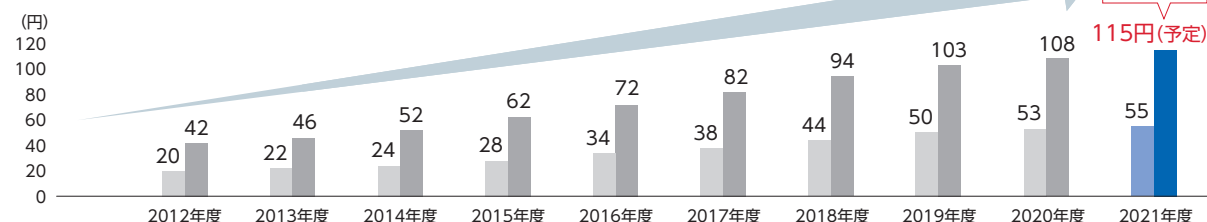
### (5) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (6) 配当方針

当社グループは、成長過程に応じた安定的な配当を基本とし、自己株式の取得・消却、政策保有株の持合い削減も含め、資本効率を向上させていきます。その関連指標としてEPS（1株当たり利益）、DOE（親会社所有者帰属持分分配当率）、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）を採用しており、株主の皆さまに対する利益還元を行っています。

#### 1株当たり配当金



自己株式	取得額	-	-	300億円	-	350億円	294億円	500億円	500億円	500億円	-
	消却数	-	-	-	-	2,200万株	500万株	735万株	520万株*	-	-

\*2020年3月30日決議、4月6日消却



## (7) 対処すべき課題

### ◆積み残した課題と2022年度の強化ポイント

当社グループは当期、感染症のリーディングカンパニーとしてパンデミックの早期終息に向けCOVID-19のトータルケア実現に最優先で取り組みました。当期に積み残した課題については速やかに対処し、2022年度のビジネスプランを達成するとともに、中長期目標である2030年Visionを実現し、世界中の皆さまが安心して生活できる社会の実現を目指します。

研究開発においては、感染状況や取り巻く環境、社会ニーズが刻々と変化する中、外部環境に柔軟に対応して、開発計画を変更することでCOVID-19経口治療薬S-217622の製造販売承認申請を2022年2月末に行うことが出来ました。また、事業経験のないワクチン開発においても、意思決定期間の短縮を図り、複数の臨床試験を並行実施するなど、これまでの当社グループの既成概念を大きく超えるスピードでS-268019の研究開発が進展しましたが、残念ながら社会に貢献できる治療薬およびワクチンを当期中に提供することはできませんでした。2022年度は、現在進行中の試験をさらに加速するとともに、治療薬については予防や小児適応拡大に向けた取り組みを進めます。また、2028年頃訪れるHIV製品の特許切れに伴う収益の低下（パテントクリフ）を乗り越えるための新規成長ドライバーの育成についても、COVID-19関連プロジェクトで培ったスピードと意思決定のさらなる高度化を進める中で大きく進展させていきます。なお、先行投資を行ったCOVID-19関連製品については、国内・海外での早期実用化を実現し、製品価値最大化により収益確保を目指します。

国内事業においては、サインバルタの後発品参入やインフルエンザの流行がほとんど発生しなかったことにより売上収益が減少しました。トップラインの成長を実現するためにも、引き続きITやデータの活用推進によるリアルとデジタルを融合させた製品価値の最大化に取り組んでいくことはもちろん、既存薬や開発品とのシナジーを生み出す新規製品の導入にも精力的に取り組んでいきます。

海外事業においては、COVID-19治療薬の欧米・アジアへの展開、ワクチンについては、ベトナムを中心とした東南アジアへの展開に向けた関係者との協議を本格化させていきます。このほか、欧米では引き続きセフィデロコルを中心とした病院領域における販売体制の強化を図るとともにセフィデロコルのサブスクリプション型償還モデルの適用国の拡大に取り組んでいきます。また中国事業においては、オンラインヘルスケアプラットフォームへの新製品導入と販売促進体制の再構築及び新規販路の拡大に注力するとともに、中長期的な価値創造につなげるべく新薬の早期上市、AI技術を活用した研究アプローチの拡充に取り組んでいきます。

事業投資に関しては、COVID-19関連プロジェクトから得られる収益を再投資し、中長期的な成長に向けた取り組みに注力する1年とし、ワクチン研究開発の加速、サプライチェーンの強化、外部支援機関との交渉力強化など自社で感染症薬をグローバルに展開出来る体制構築を進め、持続可能な感染症事業基盤を整備していきます。

当社グループは、2030年のビジョンに込めた「新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す」という想いを実現すべく、役員・従業員一人ひとりが変化を恐れず、多様性を受容し、既成概念を超えて「Transform」し続けるとともに、事業を通じてESGの諸課題にも取り組み、サステイナブルな社会の実現に貢献していきます。

引き続き、株主の皆さまに当社グループの成長をとともに実感していただけるよう尽力していきます。



**CDPより、「気候変動」、「水セキュリティ」でA-評価を獲得し(2021年12月)、気候変動分野でサプライヤー・エンゲージメント・リーダー・ボードに2年連続選出(2022年2月)**

環境情報開示に取り組む国際的な非営利団体CDPより、「気候変動」分野及び「水セキュリティ」分野でA-の評価と、昨年に引き続き高く評価されました。また、「気候変動」分野で「サプライヤー・エンゲージメント評価」の最高評価である「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー・ボード」に2年連続で選出されました。



**・「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」で「特別賞」を受賞(2022年2月)  
・「優れた統合報告書」に選定(2022年2月)**

「環境省 第3回ESGファイナンス・アワード・ジャパン(環境サステナブル企業部門)」において2021年環境報告書が「特別賞」を受賞しました。

また、統合報告書2021が、GPIFの国内株式の運用を委託している運用機関が選ぶ「優れた統合報告書」に2年連続で選定されました。



統合報告書

**GPIFが採用するインデックスに選定(2021年8月、2022年3月)**

世界最大規模の年金基金であるGPIFがESG投資に採用する、全てのESGインデックス(「FTSE Blossom Japan Index」、「MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数」、「MSCI日本株女性活躍指数」及び「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」)の構成銘柄に2年連続で選定されました。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が設定する「SNAMサステナビリティ・インデックス」、「MSCI ESG Leaders Indexes」の構成銘柄にも選定されました。



FTSE4Good



S&P/JPX  
カーボン  
エフィシエント  
指数



2021 CONSTITUENT MSCIジャパン  
ESGセレクト・リーダーズ指数



FTSE Blossom  
Japan



2021  
Sampo Sustainability Index

2021 CONSTITUENT MSCI日本株  
女性活躍指数(WIN)



FTSE Blossom  
Japan Sector  
Relative Index

**6年連続「健康経営優良法人2022」に認定(2022年3月)**

「健康経営優良法人2022」(大規模法人部門)に6年連続で認定されました。



2022  
健康経営優良法人  
Health and productivity

**・TCFDの提言に賛同(2022年3月)  
・気候変動イニシアティブ(JCI)への参加、気候変動対策強化を求める「JCIメッセージ」への賛同(2021年4月)  
・「SBTイニシアチブ」からの承認を取得(2021年6月)**

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同しました。気候変動に関してより分かりやすく透明性の高い情報開示を目指します。

気候変動イニシアティブ(JCI: Japan Climate Initiative)に参加し、気候変動対策強化を求める「JCIメッセージ」への賛同を表明しました。

温室効果ガス削減目標の「Science Based Targets(SBT)イニシアチブ」からの承認を取得しました。

当社グループは、企業認知度の向上に向けた新たな情報提供を開始しました。

### ◆当社グループの新企業広告

2022年2月より、当社グループの新たな企業広告を開始しました。新デザインのメインメッセージは「あしたの感染症と、たたかっている。」です。今起こっているCOVID-19パンデミックはもちろん、将来の感染症による脅威も見据えて挑戦を続ける当社グループの姿勢を表現しました。テレビCMのメッセージ「薬ができることの、その先へ。」と一貫性を持たせ、感染症に対するトータルケアの取り組みを展開していることも表しています。

当社グループは、感染症領域におけるリーディングカンパニーとして、「平時からの備え」も含め感染症の脅威と戦い続けることで、社会的な責任を果たしていきます。



### ◆ソーシャルメディアの企業公式アカウント

各種ソーシャルメディアでは、当社グループに関する様々な情報を発信しています。それぞれの特性を活かした情報を配信し、シオノギの認知度を高めることで、これまでにない新しい層のファンを増やしていきます。またシオノギグループWebサイトと各ソーシャルメディアを連携させることで、情報提供の充実を図っていきます。ぜひ、フォローやチャンネル登録をお願いいたします。



**YouTube**

- ・動画での情報提供
- ・ストレージとして



**Instagram**

- ・画像中心の発信
- ・興味をひくきっかけに



**Twitter**

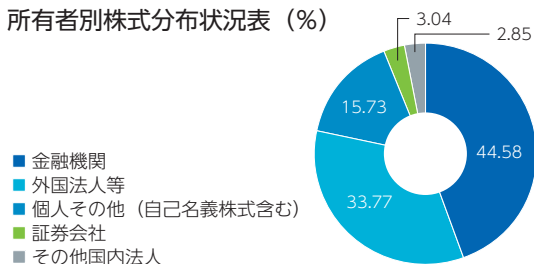
- ・タイムリーな発信
- ・あらゆる情報の入り口



## 2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 1,000,000,000株  
 ②発行済株式の総数 311,586,165株  
 (自己株式10,103,385株を含む。)  
 ③株主数 98,031名  
 ④大株主(上位10名)

所有者別株式分布状況表(%)



株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,344	21.01
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,271	6.39
住友生命保険相互会社	18,604	6.17
株式会社SMB C信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	9,485	3.14
日本生命保険相互会社	8,409	2.78
JP MORGAN CHASE BANK 385632	7,582	2.51
BANK OF CHINA (HONG KONG) LIMITED-PING AN LIFE INSURANCE COMPANY OF CHINA, LIMITED	6,356	2.10
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,973	1.64
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	4,931	1.63
株式会社三井住友銀行	4,595	1.52

(注) 1. 当社は自己株式10,103,385株を保有しておりますが、上記大株主(上位10名)の中には含めておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式10,103,385株を控除した301,482,780株に対する割合として算出しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役(社外取締役を除く)	17,500	2
社外取締役	—	—
監査役	—	—

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	手代木 功	株式会社三井住友銀行社外取締役 A G C株式会社社外取締役
取締役副社長	澤 田 拓 子	ヘルスケア戦略本部長
取締役	安 藤 圭 一	株式会社椿本チエイン社外取締役 株式会社ダイヘン社外取締役
取締役	尾 崎 裕	株式会社ロイヤルホテル社外取締役
取締役	高 槻 史	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー
常勤監査役	岡 本 旦	
常勤監査役	加 藤 育 雄	
監査役	藤 原 崇 起	阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長 山陽電気鉄道株式会社社外取締役
監査役	藤 沼 亜 起	学校法人千葉学園監事
監査役	奥 原 主 一	日本ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕及び取締役 高槻史は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 藤原崇起、監査役 藤沼亜起及び監査役 奥原主一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 安藤圭一、取締役 尾崎裕及び取締役 高槻史は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
4. 監査役 藤原崇起、監査役 藤沼亜起及び監査役 奥原主一は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
5. 監査役 藤沼亜起及び監査役 奥原主一は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の概要  
当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。
7. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役及び監査役です。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（ただし保険契約上で定められた免責事由を除きます）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
8. 当事業年度中に退任した役員はおりません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2018年度から導入した譲渡制限付株式報酬（中期業績連動型、長期型）で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案したうえで取締役の職位や役割に応じた基本報酬テーブルを元に決定しております。

賞与は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（資産売却等を除くコア営業利益、連結当期純利益、その他取締役としての総合業績評価）を反映した現金報酬とし、短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定し、毎年6月に支給されます。当事業年度の業績指標の実績としては、「1. シオノギグループの現況に関する事項 (2) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

株式報酬については、各取締役の職位や役割に応じた付与テーブルに基づいて毎年7月に付与されますが、特に中期業績連動株式報酬では、STS2030 Phase 1（2020～2024年度）のうち2020～2022年度の3年間の付与分に対して2022年度の達成状況から売上収益、海外売上高、コア営業利益、ROE、当社を含む同業他社12社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンス及び新型コロナウイルス感染症関係の開発状況を考慮して業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決定します。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給します。

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行い、取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定しております。その決定方針については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりです。また、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、基本報酬及び賞与の個人別報酬額等の決定については最高経営責任を持つ者による評価及び決定が適切であると考えことから、代表取締役社長 手代木 功に委任されており、報酬諮問委員会は、委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役会に答申し決議を受けるとともに、委任を受けた代表取締役社長 手代木 功は、当該答申並びに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、より業績を重視し株主さまの視点に立つよう、2021年度から中期業績連動株式報酬テーブルの改定を実施した結果、KPI100%達成を前提として、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等はほぼ1：1：1となるよう制度設計しております。（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式です。

この結果、当事業年度の基本報酬の割合は、当期利益目標の達成状況や株式報酬における株価の影響もあり、35%程度となっております。取締役会は、取締役会及び報酬諮問委員会における審議や報告等を通じて、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであることを確認しております。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

当社の報酬諮問委員会は取締役会の諮問機関として構成メンバー5名の過半数を社外取締役が占め、社外取締役が議長を務めております。役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っており、また、取締役及び執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度等を審議しております。

区分	人員数	報酬等の種類別の総額			
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	合計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取締役 (うち社外取締役)	5 (3)	189 (57)	137 (-)	98 (-)	426 (57)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	124 (54)	- (-)	- (-)	124 (54)
計	10	314	137	98	550

- (注) 1. 株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額750百万円以内（2018年6月20日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は3名です））、監査役は年額170百万円以内（2019年6月18日定時株主総会決議：当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です）です。
2. 上表の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。
3. 上表の「非金銭報酬等」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。



## <取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（金銭報酬としての賞与）および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準をも考慮し設定した基本報酬テーブルに基づき、決定するものとする。

### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益並びに連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年6月に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、在籍を要件とする長期型株式報酬制度と業績に連動する中期業績連動型株式報酬の二本立てとする。長期型株式報酬制度は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。

中期業績連動型株式報酬は報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で役位、職責に応じて決定された株式報酬テーブルに基づいて付与個数を決定する。譲渡制限付株式を毎年7月に付与し、STS2030 Phase 1（2020～2024年度）のうち2020～2022年度の3年間の付与分に対して2022年度の達成状況から業績評価を実施し、譲渡制限解除の割合（100%～0%）を決める。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績評価については、売上収益、海外売上高、コア営業利益、ROE、当社を含む同業他社12社中の株主総利回り順位（相対TSR）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンスおよび新型コロナウイルス感染症関係の開発状況を考慮して、総体的な評価を報酬諮問委員会にて審議したのち、取締役会にて決定する。

### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役）は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合となるよう報酬制度等の内容を決定し、その趣旨に沿って個人別の報酬額を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝4：3：3とする（KPIを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、基本報酬テーブルに基づく各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

報酬諮問委員会は、代表取締役に委任するにあたっての方針・基準を審議し、その結果を取締役に答申し決議を受けるとともに、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申並びに取締役会決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で株式報酬テーブルに基づいた取締役個人別の割当株式数を決議する。

報酬諮問委員会は5名の委員からなり過半数を社外取締役が占め、社外取締役が委員長を務める。報酬諮問委員会では上記のほか、取締役および執行役員の報酬等に関する諸課題を検討するとともに報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系、業績評価制度等を審議する。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ①当社における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤 圭一 取締役会出席状況 14/14回 (100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、議長を務めるとともに、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出し、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確なアドバイスを行っております。
取締役	尾崎 裕 取締役会出席状況 14/14回 (100%)	関西を地盤とする企業の経営者として企業経営・組織経営に関する豊富な実務経験と幅広い知識を活かし、経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、当社のビジネスやマーケティングに関する助言や提携に関する問題提起など、明確な指摘や支援の発言を多く行ってしております。
取締役	高槻 史 取締役会出席状況 14/14回 (100%)	国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、当社の果たすべき企業責任を認識し、取締役の職務の執行状況について、社会規範、法令等の遵守を優先して幅広い見地から発言を行ってしております。
監査役	藤原 崇起 取締役会出席状況 14/14回 (100%) 監査役会出席状況 11/11回 (100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行ってしております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行ってしております。
監査役	藤沼 亜起 取締役会出席状況 14/14回 (100%) 監査役会出席状況 11/11回 (100%)	経営者や特定の利害関係人に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、適切に提言することを役割として期待する中、取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行ってしております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行ってしております。
監査役	奥原 圭一 取締役会出席状況 14/14回 (100%) 監査役会出席状況 11/11回 (100%)	財務・会計の高度な専門性や変化の激しいビジネス環境に応じた監査を行うことを役割として期待する中、取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行ってしております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行ってしております。

## ②重要な兼職先と当社との関係

取締役 安藤圭一が社外取締役を務める株式会社樺本チエイン及び株式会社ダイヘンと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 尾崎裕が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテル及び当事業年度に取締役相談役を務めた大阪瓦斯株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 高槻史がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結していませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。

監査役 藤原崇起が代表取締役・取締役会長を務める阪神電気鉄道株式会社及び社外取締役を務める山陽電気鉄道株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 藤沼亜起が監事を務める学校法人千葉学園と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 奥原圭一が代表取締役会長を務める日本ベンチャーキャピタル株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

#### 4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

##### 訴訟

・当社は、2017年11月、米国においてドルテグラビル、アバカビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：トリームク）の後発品申請を行った各社（Lupin Limited、Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Mylan Pharmaceuticals Inc.、Apotex Inc.など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcare と共有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所に提起いたしました。2020年9月、Mylan Pharmaceuticals Inc.との間で、また、同年11月、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.から後発品申請の承継を受けたLaurus Labs Limitedとの間で、和解に至りました。さらに、2021年4月、Cipla Limitedとの間で、同年7月、Apotex Inc.及びLupin Limitedとの間で、和解に至りました。

・当社は、2017年11月から12月にかけて、米国においてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ）の後発品申請を行った各社（Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Sandoz Inc.、LEK Pharmaceuticals D.D.、Apotex Inc.など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcare と共有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所に提起いたしました。2020年11月、Dr.Reddy's Laboratories, Inc.から後発品申請の承継を受けたLaurus Labs Limitedとの間で、和解に至りました。さらに、2021年4月、Cipla Limitedとの間で、同年7月、Apotex Inc.、Sandoz Inc.およびLEK Pharmaceuticals D.D.との間で、和解に至りました。

・当社は、2018年2月7日、米国においてビクテグラビルを含む配合剤（米国名：Biktarvy）の承認を取得したGilead社に対して、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、ViiV Healthcareと共同で米国のデラウエア州地区連邦地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2018年2月7日、カナダにおいてビクテグラビルを含む配合剤の承認取得を進めているGilead社に対して、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、ViiV Healthcareと共同でカナダの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。2020年4月、非侵害を支持するサマリージャッジメントが出され、同年5月に控訴しました。2021年6月、控訴請求を却下する旨の決定がなされました。2021年9月、カナダ最高裁判所に上告いたしました。

当社は、2019年11月20日、日本においてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、ViiV Healthcareと共同で東京地方裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

当社は、2019年11月20日、ドイツ、フランス、イギリス、アイルランド、韓国においてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、ViiV Healthcareと共同で各国の裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。2021年9月、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所において、請求棄却の判決がされました。

当社は、2019年12月6日、オーストラリアにおいてビクテグラビルを含む配合剤の販売を行っているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、ViiV Healthcareと共同でオーストラリアの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

本件は2022年2月、グローバルで和解に至りました。

・当社は、2019年11月、米国においてドルテグラビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：ドウベイト）の後発品申請を行ったCipla Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所で提起いたしました。本件は2022年3月、和解に至りました。

・当社は、2020年2月、米国においてドルテグラビル及びリルピピリンの配合剤（日本販売名：ジャルカ）の後発品申請を行ったLupin Limitedに対し、また2020年6月、Cipla Limitedに対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの結晶の特許権、及びViiV Healthcareが保有するドルテグラビルとリルピピリンの配合剤に関する特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日がこれら特許の満了日より早くなならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所で提起いたしました。2022年3月、Lupin Limitedとの間で和解に至りました。

・当社は、2020年7月、カナダにおいてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ）の後発品申請を行ったSandoz Inc.に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare ULCと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、特許満了前の実施行為を禁じる判決を求め、トロントの連邦地方裁判所に提起いたしました。2021年10月、本件訴訟は解決し、終了しました。

・当社は、2021年8月、ブラジルにおいてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ）のPartnership for Productive Development (PDP) を取得したBlanver S.A.及びLafepeに対し、ViiV Healthcare CompanyおよびGlaxoSmithKline Brazil Ltda.と共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、特許権侵害訴訟を提起いたしました。

・当社は、2021年11月、米国においてドルテグラビル（販売名：TIVICAY PD）の後発品申請を行ったLupin Limited及びLupin Pharmaceuticals, Inc.に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK (No.3) Limitedと共同で、当社がViiV Healthcareと共有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くなならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウェア州地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

# 連結財政状態計算書 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
<b>資 産</b>			<b>資 本</b>		
<b>非流動資産</b>			資 本 金	21,279	21,279
有形固定資産	108,893	90,883	資本剰余金	14,455	13,733
のれん	9,638	9,357	自己株式	△57,857	△57,989
無形資産	81,223	76,558	利益剰余金	832,958	752,248
使用権資産	3,524	4,827	その他の資本の構成要素	164,824	116,836
投資不動産	26,672	26,759	親会社の所有者に帰属する持分	<b>975,661</b>	<b>846,108</b>
その他の金融資産	242,479	217,437	非支配持分	17,624	18,442
繰延税金資産	12,907	11,729	<b>資本合計</b>	<b>993,285</b>	<b>864,550</b>
その他の非流動資産	6,055	5,200	<b>負債</b>		
<b>非流動資産合計</b>	<b>491,396</b>	<b>442,754</b>	<b>非流動負債</b>		
<b>流動資産</b>			リース負債	3,729	4,608
棚卸資産	45,892	38,003	その他の金融負債	5,616	5,242
営業債権	122,965	78,047	退職給付に係る負債	15,412	16,318
その他の金融資産	210,757	142,151	繰延税金負債	7,807	7,749
未収法人所得税	51	164	その他の非流動負債	354	341
その他の流動資産	25,117	21,697	<b>非流動負債合計</b>	<b>32,920</b>	<b>34,261</b>
現金及び現金同等物	254,420	276,173	<b>流動負債</b>		
<b>流動資産合計</b>	<b>659,205</b>	<b>556,238</b>	リース負債	2,945	3,379
<b>資産合計</b>	<b>1,150,601</b>	<b>998,992</b>	営業債務	16,372	9,902
			その他の金融負債	22,027	21,383
			未払法人所得税	17,973	28,033
			その他の流動負債	65,078	37,481
			<b>流動負債合計</b>	<b>124,396</b>	<b>100,180</b>
			<b>負債合計</b>	<b>157,316</b>	<b>134,442</b>
			<b>資本及び負債合計</b>	<b>1,150,601</b>	<b>998,992</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 収 益	335,138	297,177
売 上 原 価	△55,415	△52,523
売 上 総 利 益	279,722	244,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△91,771	△91,902
研 究 開 発 費	△72,996	△54,249
製 品 に 係 る 無 形 資 産 償 却 費	△3,476	△3,209
そ の 他 の 収 益	3,384	26,403
そ の 他 の 費 用	△4,551	△4,257
営 業 利 益	110,312	117,438
金 融 収 益	16,797	26,522
金 融 費 用	△841	△941
税 引 前 利 益	126,268	143,018
法 人 所 得 税 費 用	△12,829	△30,956
当 期 利 益	113,439	112,061
当 期 利 益 の 帰 属		
親 会 社 の 所 有 者	114,185	111,858
非 支 配 持 分	△746	203
当 期 利 益	113,439	112,061



# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額	科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
(資産の部)	(730,120)	(617,123)	(負債の部)	(139,689)	(80,717)
流 動 資 産	394,862	292,357	流 動 負 債	98,863	72,276
現金及び預金	61,303	50,214	買掛金	14,477	7,018
売掛金	112,981	67,751	未払金	20,793	17,756
有価証券	154,521	123,032	未払費用	7,850	2,263
商品及び製品	12,261	15,619	未払法人税等	9,702	20,495
仕掛品	5,142	29	預り金	4,427	1,998
原材料及び貯蔵品	24,687	15,119	賞与引当金	4,478	4,674
前渡金	4,629	9,709	役員賞与引当金	137	60
短期貸付金	297	851	その他	36,995	18,009
その他	19,037	10,029	固 定 負 債	40,826	8,441
固 定 資 産	335,258	324,765	長期借入金	32,184	-
有形固定資産	74,737	57,877	退職給付引当金	7,782	7,495
建物	24,441	22,098	その他	860	945
構築物	902	979	(純資産の部)	(590,430)	(536,405)
機械及び装置	6,338	325	株 主 資 本	577,068	519,838
車両及び運搬具	27	0	資 本 金	21,279	21,279
工具、器具及び備品	5,176	3,918	資 本 剰 余 金	16,392	16,392
土地	8,452	8,140	資 本 準 備 金	16,392	16,392
リース資産	152	349	利 益 剰 余 金	597,252	540,155
建設仮勘定	29,247	22,064	利 益 準 備 金	5,388	5,388
無形固定資産	9,467	12,491	その他利益剰余金	591,864	534,767
ソフトウェア	4,503	3,906	固定資産圧縮積立金	2,816	2,921
販売権	2,645	6,314	オープンバージョン促進税制積立金	230	-
その他	2,318	2,270	別 途 積 立 金	368,645	368,645
投資その他の資産	251,054	254,395	繰越利益剰余金	220,172	163,201
投資有価証券	50,906	58,825	自 己 株 式	△57,857	△57,989
関係会社株式	159,408	159,211	評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,111	16,315
関係会社出資金	30	30	その他有価証券評価差額金	14,830	19,057
長期前払費用	1,689	1,414	繰延ヘッジ損益	△1,718	△2,741
前払年金費用	29,062	25,669	新株予約権	251	251
繰延税金資産	8,898	8,003	負債・純資産合計	730,120	617,123
その他	1,102	1,283			
貸倒引当金	△42	△42			
資 産 合 計	730,120	617,123			

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	(ご参考) 前 期 金 額
売 上 高	285,948	260,986
売 上 原 価	56,428	58,508
売 上 総 利 益	229,520	202,478
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 (う ち 研 究 開 発 費)	133,550 (69,731)	126,286 (55,625)
営 業 利 益	95,969	76,192
営 業 外 収 益	7,078	8,208
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,330	5,597
雑 収 入	5,748	2,610
営 業 外 費 用	2,155	2,685
支 払 利 息	12	11
雑 支 出	2,142	2,674
経 常 利 益	100,892	81,714
特 別 利 益	1,581	3,759
固 定 資 産 売 却 益	1,545	—
投 資 有 価 証 券 売 却 益	35	242
関 係 会 社 株 式 売 却 益	—	3,516
特 別 損 失	2,546	36,276
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,366	2,054
固 定 資 産 除 却 損	1,180	—
関 係 会 社 株 式 評 価 損	—	34,221
税 引 前 当 期 純 利 益	99,927	49,197
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,730	32,097
過 年 度 法 人 税 等	△13,290	—
法 人 税 等 調 整 額	△776	△15,081
当 期 純 利 益	90,264	32,181

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

塩野義製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容が含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。  
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

塩野義製薬株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

塩野義製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 旦 印

常勤監査役 加藤 育雄 印

社外監査役 藤原 崇起 印

社外監査役 藤沼 亜起 印

社外監査役 奥原 主一 印

以上

